

## つくば市生活応援物産品交付要項

### (趣旨)

第1条 つくば市生活応援物産品（以下「物産品」という。）の交付については、この要項の定めるところによる。

### (物産品の交付の目的)

第2条 物産品は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受ける就学援助世帯及び感染拡大防止のため帰省を自粛している学生の生活を支援するとともに、市内物産品を宣伝し、もって、物産事業者の支援に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。

### (用語の意義)

第3条 この要項において「就学援助世帯」とは、令和2年7月1日時点において、つくば市就学援助事務実施要項第2条に規定する就学援助を受けている保護者の世帯をいう。

2 この要項において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第99条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。

3 この要項において「学生」とは、令和2年7月1日時点において、大学等に在学している者をいう。

4 この要項において「帰省」とは、学生の現在の居住地から、学生の父母その他の保護者の居住地とを往復する旅行をいう。

### (交付対象者)

第4条 交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就学援助を受けている保護者
- (2) 次に掲げる学生

ア 父母その他の保護者が市内に住所を有し、県外に居住する県外の学生

イ 父母その他の保護者が県外に住所を有し、市内に居住する市内の学生

(物産品の数量)

第5条 物産品の数量は、就学援助世帯の小学生及び中学生並びに帰省を自粛している学生1人につき1セットとする。

(交付の申請)

第6条 物産品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物産品交付申請書（様式第1号）に希望する物産品の種類を明記し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は押印を省略することができるものとする。

2 申請者が学生の場合にあっては、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 学生であることを証する書類の写し

(2) 学生の現住所を明らかにする書類の写し

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、希望する物産品を交付することに決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、物産品を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により物産品の交付を決定したときは、速やかに当該物産品を申請者が指定する場所へ送付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が、偽りその他不正な行為により交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により物産品の交付の決定を取り消したときは、物産品交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(物産品の返還)

第9条 市長は前条第1項に該当したときは、交付の決定を受けた者に対して、既に交付した物産品の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要項は、令和2年7月3日から施行する。